

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原 告 三輪唯夫 ほか3名

被 告 国 ほか1名

証拠申出書に対する意見書

令和2年10月9日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人 長尾武明

平野好史

加藤政樹

田畠宏

坂巻剛光

加藤孝介

樋口翔次

坂ノ上圭佑

阿部俊之

森達彦

渡邊圭

被告国は、本意見書において、原告らが2020（令和2）年8月31日付け「証拠申出書」（以下「原告証拠申出書」という。）により申請する人証の採否に関して意見を述べる。

なお、略語については被告国の従前の例による。

1 意見の趣旨

原告らの申請に係る者のうち、「証人 高橋清孝」（以下「高橋氏」という。）及び「証人 大石吉彦」（以下「大石警備局長」といい、高橋氏と併せて「大石警備局長ら」という。）については、いずれも不適法な証拠申出である上、尋問を実施する必要性はなく、相当性もないため、却下されるべきである。

2 意見の理由

(1) 裁判所が当事者からの証拠の申出に基づいて証拠調べの必要性を判断するためには、証明すべき事実が特定していかなければならないので、民事訴訟法180条1項により、証拠の申出は、証明すべき事実を特定してしなければならないとされ、その特定方法として、民事訴訟規則99条1項により、①証明すべき事実及び②証明すべき事実と証拠との関係を具体的に明示することが求められている。したがって、各種の証拠申出には、①立証事項、②証拠方法、③前記両者の関係の3つの事項を明示すべきこととなる（秋山幹男ほか著「コンメンタール民事訴訟法IV」71及び72ページ）。

そして、証拠の申出に立証事項の明示と証拠方法の具体的表示が欠けていれば、取調べの必要性を判断することが困難になるし、相手方の防御権を害するおそれがあるので、そのような証拠の申出は不適法というべきである（最高裁昭和30年3月4日第二小法廷判決・裁判集民17号507ページ、前掲「コンメンタール民事訴訟法IV」72ページ）とされている。

(2) 本件についてみると、原告らは、裁判所から、具体的事實に基づく主張を行

った上で請求を特定するよう再三にわたり求められていたにもかかわらず、現時点においても、「警察庁警備局が保有する原告らに関する一切の情報」が抹消を求める対象であるとして請求を特定せず、それらの情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、そのような情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかなどの具体的な事実に基づいた主張についても一切していない。

(3) そのような中、原告らは、原告証拠申出書において、大石警備局長らを尋問するに当たっての立証趣旨につき、「警察庁警備局が原告らに関する個人情報を保管（保有）していること」などと抽象的な記載にとどめているが、これは、未だ特定に至らない請求を模索的に証明することを目的としたものと解するのが相当であり、立証事項の明示がない証拠申出として不適法であるというほかない（模索的証明の不適法性につき、兼子一ほか著「条解民事訴訟法第2版」1043ページ）。このことは、原告らのいう大石警備局長らに係る「尋問の必要性」に関する記載が、原告らの単なる憶測に依拠してなされた主張を前提にしたものであることからも明らかである（原告証拠申出書・8ないし11ページ）。

(4) なお、模索的な証明が許容される場合につき、「抽象的・不特定的事実主張で足りるといつても、証拠調べが実施されれば具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはさらに具体的な特定の事実主張の立証まで可能になるであろうとの十分な手掛りがそこで示されなければならない」（前掲「条解民事訴訟法第2版」1043及び1044ページ）ところ、以下に述べるとおり、仮に、大石警備局長らの証拠調べを経たとしても、原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になるであろう手掛かりが示されることはないため、尋問を実施する必要性はなく、相当性もない。

すなわち、被告国は、被告国第4準備書面第2の1（2及び3ページ）で述べたとおり、警察が、いつ、どのように情報を収集、保有しているかといった

ことが外部に明らかになれば、今後の警察の情報収集活動自体が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるから、警察庁警備局が原告らの個人情報を保管（保有）しているか否かについては個別に認否をしないとしているのであり、原告証拠申出書記載の尋問事項のうち、高橋氏に係る尋問事項①以外の尋問事項は、「職務上の秘密」に関する尋問に該当する。

そして、これらの尋問については、監督官庁の承認は得られないことが見込まれ（民事訴訟法191条1項），仮に裁判所が大石警備局長らの証人尋問を採用決定したとしても、同人らは、高橋氏に係る尋問事項①を除いては証言を拒むことが見込まれる（同法197条1項1号）。

(5) 以上のとおり、原告らの申請に係る者のうち、大石警備局長らについては、いずれも不適法な証拠申出である上、尋問を実施する必要性はなく、相当性もないため、却下されるべきである。